

# 告 示

埼玉県告示第二十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定に基づき、平成二十三年度及び平成二十四年度において県が締結する県税事務所窓口業務の委託契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。

平成二十四年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 一般競争入札参加資格者

県税事務所窓口業務の委託契約に係る一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受けた結果、一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）を有するとして資格の認定を受けた者（以下「一般競争入札参加資格者」という。）とし、知事は、一般競争入札参加資格者を県税事務所窓口業務一般競争入札参加資格者登録名簿に登載するものとする。

## 二 資格審査を受けることができない者

次のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

イ 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者

ロ 地方自治法施行令第六十七条の四第二項の規定により、県の一般競争入札に参加させないこととされた者

ハ 十三の二又はホに該当することにより資格を取り消され、当該取消しの日から三年を経過しない者

## 三 資格及び格付

資格は、業務の規模及び契約金額に応じて、A級及びB級の二つの格付けに区分して定める。

## 四 資格審査

資格審査は、次に掲げる事項について行う。

イ 売上額

ロ 経営規模

(1) 自己資本の額

(2) 従業員数

ハ 経営状況

(1) 流動比率

(2) 経営資本回転率

(3) 従業員一人当たりの売上高

二 営業期間

ホ 障害者雇用状況

ヘ ISO14001又は埼玉県エコアップの認証取得状況

ト ISO9001の認証取得状況

五 資格審査の申請方法

資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、参加資格登録申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

イ 一般競争入札参加資格審査項目票

ロ 営業経歴書（創業時から現在までの営業経歴を記載したもの）

ハ 事務所一覧表

ニ 申請者が法人である場合は、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十条第一項に規定する登記事項証明書の写し（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

ホ 申請者が個人である場合は、市区町村長が発行する身分証明書の写し

ヘ 申請者が個人である場合は、後見登記等ファイルに成年被後见人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書の写し（被補助人にあつては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）

ト 申請者が法人である場合は、決算報告書の写し（申請日の直前一年間の事業年度の決算に関するもの。ただし、申請日時点で、法人設立後一年に満たないものにあつては、提出可能な決算に関するもの）

チ 申請者が個人である場合は、所得税確定申告書等の写し（申請日の直前一年間の申告に係るもの）

リ 県民税及び事業税の納税証明書の写し（法人県民税及び事業税については、埼玉県内の事業所に係るもの。個人県民税については、埼玉県内の住所地に係るもの）

又 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し

ル 障害者雇用状況報告書の写し（従業員数が五十六人以上で、障害者法定雇用率を達成している事業者のみ必要とする。）

ヲ 障害者雇用の証明書（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられていない事業者で障害者雇用を行っている場合のみ必要とする。）

ワ ISO14001認証取得登録証又は埼玉県エコアップ認証書の写し（認証を受けている場合のみ必要とする。）

カ ISO9001 認証取得登録証の写し（認証を受けている場合のみ必要とする。）

ヨ 委任状（入札、契約又は代金の請求若しくは受領等を代理人に委任する場合のみ必要とする。）

タ 申請者が被保佐人、被補助人又は未成年者である場合は、契約締結のために必要な同意をしている者が発行する同意書

六 申請書の配布及び提出場所

〒三三〇 九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県庁本庁舎三階 埼玉県総務部税務課総務・企画担当 電話〇四八 八三〇 二六四〇

七 資格審査の申請時期

申請者は、随時に申請書を知事に提出することができる。

八 申請者への通知

知事は、資格審査の結果を当該申請者に通知するものとする。

九 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を認定した日から平成二十五年三月三十一日までとする。

十 申請書等の作成に用いる言語等

イ 申請書及び一般競争入札参加資格審査項目票は、日本語で作成しなければならない。また、それ以外の書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。

ロ 申請書及び一般競争入札参加資格審査項目票の金額表示は、日本国通貨によりしなければならない。また、それ以外の書類で外国通貨により金額を表示してあるものは、日本国通貨に換算した金額を付記し、又は添付しなければならない。

なお、日本国通貨への換算に当たっては、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

十一 資料の請求等

知事は、資格審査に際し、必要があると認めるときは、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

十二 変更等の届出

申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があった場合、営業を休止し、若しくは廃止した場合又は営業の停止命令を受けた場合は、速やかにその旨を知事に

届け出なければならない。

イ 商号、名称又は氏名

ロ 代表者又は代理人

ハ 所在地（代理人の所在地を含む。）

ニ 印鑑（実印、使用印又は代理人印）

ホ 資本金

ヘ 電話番号又はファクシミリ番号

ト 障害者雇用状況

チ ISO14001又は埼玉県エコアップの認証取得状況

リ ISO9001の認証取得状況

### 十三 資格の取消し

知事は、一般競争入札参加資格者が、次のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すことができる。

イ 二のイ又はロのいずれかに該当する者となったとき。

ロ 申請書又はその添付書類等に故意に虚偽の事項を記載したとき。

ハ 経済的信用を著しく欠くと認められるとき。

ニ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条又は第八条第一号の規定に違反して公正取引委員会から告発、勧告又は審判開始決定を受けた場合で極めて悪質であると知事が認めたととき。

ホ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六第二項に規定する罪に係る被疑者として逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると知事が認めたととき。